平成２９年（フ）第７５号
長野県上田市上田原782番地18　倉沢住宅２号
債務者　掛山きよ江
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第８０号
長野県上田市古里24番地18　セントラルビル305号
債務者　小田切啓子（旧姓濵口）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１７８号
静岡県富士宮市大岩1835番地の14
債務者　佐野　文哉
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第７７４号
神戸市垂水区塩屋町６丁目37番１―402号
債務者　堀上　安夫
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８３号
神戸市兵庫区石井町２丁目３番15号　ハイツさくら301
債務者　平井　弘一
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９２号
神戸市中央区熊内橋通３丁目３番６号　長塚文化101号
債務者　髙木　　繁
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１３号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目４番18号　パティオ武庫之荘205
債務者　井本　政彦
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３９号
兵庫県尼崎市西川２丁目32番３号　レオパレスウエストリバー　105号
債務者　保田　浩典
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５１号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目10番４号　盆子原マンション302、前住所兵庫県尼崎市久々知西町１丁目５番11―205号
債務者　北川　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡1081番地１（旧住所鳥取県日野郡日野町野田338番地１）
債務者　田中とみゑ
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１０３号
鳥取県米子市橋本286番地、前住所鳥取県米子市冨士見町137番地　３－Ａ
債務者　長谷川昭和
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６３８号
広島市安佐北区口田南３丁目２番19―303号
債務者　山添　文江
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３９号
広島市安佐北区口田南３丁目２番19―303号
債務者　山添健一郎
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７号
長崎県長崎市若草町７番５号　若草マンション407号
債務者　金子　聡志
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
北海道小樽市末広町16番２号、前住所北海道小樽市富岡１丁目17番15号
債務者　見上　麻耶（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１００号
北海道小樽市桜３丁目６番135号　桜Ａ住宅５号棟、前住所北海道小樽市桜５丁目２番31号
債務者　座間　慶江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５９号
秋田県能代市竹生字土手上下39番地23
債務者　山谷　正喜
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
秋田地方裁判所能代支部